

もくじ
柴山抱海書



ワークライフバランスについてパネルの展示、会場周辺 / 震災復興支援のためのカレールー（JP労組）の他、福祉作業所（ふらりあん、のぞみハウス、ひつじの会、ふなば作業所）による販売が行われ、賑わいました。

労福協
東部支部

第7回労福協まつり

レスリング 栄監督・吉田沙保里選手を招いて開催しました！



第274号 もくじ

第31回クレサラ交流集会	2
第22回囲碁・将棋大会結果	2
第2回研修会	3
西部労福協第42回定期総会	3
高校生のための消費者・社会人教育	4～5
2011年度制度政策要請と回答	6～7
第33回福祉カンパ活動	8
全労済からのお知らせ	8

勤労者の福祉向上とワークライフバランスの推進、加えて地域住民の皆さんに労福協の存在や活動を広く知っていただくことをめざし、「第7回労福協まつり」を、1月15日（日）、鳥取市民会館で開催しました。今回のまつりでは、日本レスリング協会女子強化委員長の栄和人監督とオリンピック2大会連続金メダルを獲得された吉田沙保里選手をお招きし「子育て・人生の教訓」というテーマでトークショーを行いました。

お二人のトークショーでは、息のあったやりとりで会場を沸かせ、親子以上の絆を感じることができました。栄監督のご配慮により、会場からたくさんのご意見・ご質問を受けることに変更しましたが、親切丁寧にお答えいただき本当に有意義な一日となりました。ロンドンオリンピックでお二人のご活躍される姿をテレビで拝見できることを楽しみにしています。

第31回 全国クレサラ・ヤミ金被害者 交流集会in愛媛

2011年11月26日（土）～27日（日） 会場・・・愛媛大学城北キャンパス・ホテル奥道後
「つながろう そしてつなげよう 明日へ」～改正貸金業法完全施行後の現状と今後の課題～

第31回となる全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会は昨年の岐阜に続き愛媛県松山市（愛媛大学城北キャンパス）・（奥道後温泉）を会場に開催されました。全国からの参加者で各分科会会場は盛会でした。

【分科会参加者報告】

第4分科会 生活保護利用者200万人時代の声を聞け！～当事者による運動を進めるために～

（内容）生活保護制度は、200万人を超えた今、生活保護需給後の問題について考査し、生活保護利用当事者を巻き込んだ改善運動の可能性を探る。

（感想）生活保護利用認定後の問題点や課題、制度見直しへの問題点等を取り上げた内容と、消費者行政充実について行政の強化の必要性について、専門家・活動家の熱のこもった集会であった。



第5分科会 非正規労働をなくす方法

（内容）一派遣・有期雇用はなぜ問題なのか。正社員に関係はあるのかー をテーマに報告を中心とした分科会。

東日本大震災後「雇い止め（解雇）」や危険業務への就労など、正規労働者に見られない不利益な実態が明らかになっている。非正規労働者をなくすための問題を考える。

（感想）非正規労働者の現状と問題点を「非正規労働者の権利実現全国会議」の事務局より報告があった。危険就労現場では、実際の雇用主が判らないほどの巧妙な雇用の存在など多くの不明な雇用実態の報告がされた。今後「非正規」をなくすためにどうやって実現することかを課題とした集会となった。

第6分科会 なくそう子どもの貧困 －日本版「子どもの貧困法」の制定に向けて－

（内容）子どもの貧困の問題点を明らかにし、昨年成立のイギリスの「子ども貧困法」の教訓と課題について認識を深め、日本における子どもの貧困根絶に向けた社会的合意作りを目指す運動の提唱。

（感想）「家庭の貧困が子どもの『口腔崩壊』を招いている」との問題提起、又、イギリスにおける貧困対策について報告を受けた。年齢が低い段階での支援と、ワンストップとして総合的なサービス体制の必要性が提起された。

日本における子どもの貧困対策の実現に向け、格差・貧困の要因の何処に切り込むのが有効か、論議を深めていく必要を強く感じた。

（各分科会参加者による報告）

鳥取県労福協 第22回囲碁・将棋大会を開催しました！

◇開催日時 2012年2月5日（日）10：00～ ◇開催場所 まなびタウンとうはく

参加いただいたみなさんありがとうございました。22回を迎える囲碁将棋大会も熱い戦いが繰り広げられました。

結果は、下記の通りです。入賞されたチームの皆様おめでとうございます。

結果

《囲碁の部》

- | | |
|-----|---------------|
| 優 勝 | 鳥取県職員労組東部支部 |
| 準優勝 | ソニーモバイルディスプレイ |
| 第3位 | 王子製紙新労組米子支部 A |
| 第3位 | 王子製紙新労組米子支部 B |



結果

《将棋の部》

- | | |
|-----|------------|
| 優 勝 | 米子市役所職員労組B |
| 準優勝 | JAM神鋼労組 |
| 第3位 | 大山町職員労組 |
| 第3位 | JAM大鳥機工労組 |



2011年度 第2回 全県研修会

とき 2012年2月4日(土) ところ 倉吉シティホテル2F レニー



中央労福協 大塚事務局長

2月4日(土) 倉吉市「倉吉シティホテル」で県労福協と中部支部の合同開催により「第2回全県研修会」を開催しました。

今回のテーマは、「協同労働とは何か・課題と展望」と題して、中央労福協から大塚事務局長を招いての講演をいただき、90名近い参加者は、「協同労働」の意義と今日の動向について研修を行うことが出来ました。講演では、共同所有、民主的管理など「協同組合」の基本原則と、日本既存の協同組合が個別法で定められており、総括的に定義する法律が無

いこと。2012年の国連「国際協同組合年」が、貧困の根絶、雇用の創出、社会の一体化に貢献する協同組合の発展を促すために設定された意義。出資、経営、労働を総てで共有する「協同労働による協同組合」が公益性、非営利、就労機会の創出などの社会的意義を持ち、法律制定運動もあることの紹介と、反面、偽装雇用や労働者保護上の課題、公務サービスの安上がり化など警戒を持って注視すべき点が紹介され、その認識を深めることとなりました。研修会の最後に、労金米子支店の磯江次長から「労金の社会貢献活動」、全労済の中島部長から「防災保障点検活動」など、各事業団体の事業報告を行ない半日の研修会を終了しました。



労金米子支店 磯江次長



全労済県本部 中島部長

西部労福協 第42回定期総会 開催報告

2012年2月23日(木) 高知市「ホテル日航高知旭ロイヤル」に於いて、第42回定期総会が開催されました。

主催者を代表して西部労福協安田邦夫会長より、「大震災から学んだ連帯・共生の価値観は労福協運動の理念と重なる。労働運動を切り口として社会に関わることに確信を深め、『連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会』がより現実のものとなるよう奮起し合おう。」と挨拶がありました。引き続いて、来賓の中央労福協渡邊和夫副会長、高知県



尾崎正直知事、高知市岡崎誠也市長、連合高知間嶋祐一会長より挨拶を受けました。

総会は、2012年度の活動方針や予算等の全議案を満場一致で承認。役員改選により事務局県が鳥取から高知に移り、高知県労福協岡林俊二会長、山本啓事務局長を会長、事務局長に選出しました。

総会終了後、湯浅誠氏(もやい事務局次長、内閣府参与)による記念講演が行われ、パーソナル・サポート・サービス(PS)の狙いや、生活就労一体型支援として戦略的位置づけ制度化していくことの必要性を再認識した。また、PS事業を受託している山口県労福協と徳島県労福協よりPS事業から見えてきたことについて実践報告があり「最初落ち込んでいた相談者が、この事業をやってよかったと思う」(山口)、「PSは継続してこそ意味がある」(徳島)などの思いが語られました。

翌日24日は、希望者によりフードバンク「高知あいあいネット」(青木美紀代表)を訪問し、フードバンクをはじめDV・生活困窮者の相談・シェルターなど多彩でエネルギーッシュな活動を学び有意義な視察となりました。



高校生のための「消費者

2011年度

「高校生のための消費者講座」実施状況

実施日	学校名	講師名	参加人数	時間
2011年12月21日	鳥取敬愛高校	尾崎章雄	70名	45分間
2012年 1月11日	岩美高校	尾崎章雄	68名	50分間
2012年 1月12日	城北高校	斎木宏文	27名	50分間
2012年 1月13日	城北高校	斎木宏文	31名	50分間
2012年 2月28日	皆生養護学校	池田暁美	4名	90分間
2012年 3月13日	城北高校	運崎宏美	38名	90分間
2012年 3月16日	城北高校	運崎宏美	21名	90分間
2012年 3月22日	城北高校	運崎宏美	12名	90分間

2011年度も、鳥取県労働者福祉協議会の事業である、「高校生のための消費者講座」を中国労働金庫鳥取県下の営業店の協力により、上記の学校で実施しました。

講師はパワーポイントやDVDを使いながら、「契約とはどういうものか」「お金を借りる時の注意点」「返済の難しさ」「不当請求」など、自身が経験した事例を高校生にも解りやすく説明しました。



～アンケート紹介～

- ・架空請求は冷静に対処すれば良いことが分かりました。
- ・全く知識がないことに気づかされました。きちんと計画を立ててお金を使いたいと思います。
- ・100万円を借りても、返済することがとても難しいということが驚きました。
- ・お金はとても大切なものので、知識を深めて安全に使おうと思いました。
- ・法律や契約のことなどをもっと知って、損をしない、騙されない、賢い消費者にならないといけないと思いました。

教育・社会人教育研修」

県内高校で社会人前教育 報告 ～労働法の基礎知識～

1月に鳥取県内の高校2校と鳥取短期大学で、これから社会人となる生徒の皆さんに、みなくるの相談員が講師となって社会人前教育『労働法の基礎知識』の出前セミナーを実施しました。テキストとしては昨年末に完成したばかりの労働ハンドブック『THE 社会人～これから働きはじめるあなたへ～』の小冊子を活用しました。

セミナーの内容は、難しい労働基準法をできるだけわかりやすく説明しました。参加された生徒さんからは

- ・就職するにあたり、法律のことやお金のことをしっかり知っておかないと困った
- ・もっと働くことについて学ばないといけないと感じた
- ・社会人になると、保険に入るとか税金を納めるとか、いろいろやらなければならぬから難しいが、それだけ自分が社会のいろいろな人に支えられていて、そして支える社会の一員になるのだということがよく分かった

など、多くのご意見をいただき、学校の先生からも「次年度もお願いしたい」と好印象でした。講師を担当したみなくる相談員からは「生徒さんは真剣に聞いてくれたが、反応が薄かったのでどうだったのかな?と不安があったが、アンケートを読んでほっとした」とか、「就労経験がない学生さんは、働くことへのイメージがないので説明が大変だった」など苦労話も聞かれました。

今回のような社会人前の労働教育が、トラブルの予防や仕事の定着率向上に結び付くことを期待して、今後も継続して開催してきたいと思います。社会人として良いスタートがきれるよう、みなくるもお手伝いできることをうれしく思っておりますので、どうぞご利用ご相談ください。

『THE 社会人』の配布

◆県内高等学校 30校

(うち卒業生への配布要望があった学校は7校)

◆県内短大・大学 4校 (卒業生や在校生へ)

県内外の就業支援機関や商工会関係・企業から問合せがあり、随時配布しております。



←↑岩美高校の様子 (1/20)
3年生 93名



↑米子西高校の様子 (1/16)
3年生 57名

セミナーの内容

1. 労働契約とは?
2. 労働条件・会社のルール
3. 賃金・労働時間・休日休暇
4. 社会保険・税金
5. 退職のルール
6. 社会人としての常識

なお、今回使ったテキスト『THE社会人』は、多くの高校や短大・大学から卒業生へ渡したいという要望があります。今後も学校関係および労働者の新入社員教育などでご活用いただければ幸いです。THE社会人の問合せおよび社会人前教育については鳥取県労福協へお問い合わせください。

お問合せ先

(財)鳥取県労働者福祉協議会 鳥取市天神町30-5

電話0857-27-4188 FAX0857-24-8149

報告 鳥取県中小企業労働相談所みなくる

2011年度労働者福祉の充実に関する要請書（財団法人鳥取県労働者福祉協議会）

要請事項	担当部局	回答
1. 労働者福祉運動・事業との連携・支援について		
(1) 鳥取県労働者福祉協議会（以下、鳥取県労福協）は、かねてより鳥取県行政との連携とご支援をいただき、地域労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて諸活動を展開して参りました。 今後とも、労働者の生活サポートに関わる各種事業や調査・研修・啓発事業、文化・スポーツを通じての交流事業、ワーク・ライフ・バランスの推進など、具体的な展開にあたって、必要な連携と補助について継続していただくよう要請を致します。	商工労働部（雇用人材総室労働政策室）	鳥取県労働者福祉協議会補助金として労働者福祉の増進に資する事業に対して支援しているところであり、引き続き支援を行つと共に、連携の強化に努めたい。
(2) 今日の雇用労働者を取り巻く環境のもとでは、労働法制を尊重する労務管理の促進や労使間トラブルの防止など、健全な雇用・就労を実現するための積極的な施策を必要としています。 現在、鳥取県の行なう中小企業労働相談所「みなくる」の事業運営については、鳥取県労福協が受託していますが、ノウハウの蓄積と継続的な運営体制が必要と考えられることから、今後とも鳥取県労福協の受託による事業継続について要請致します。	商工労働部（雇用人材総室労働政策室）	鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）は、増加する労働・雇用相談に対応（平成23年度の相談件数は2,895件（12月末現在）で、前年同時期の2,537件に比べ、約1.14倍に増加）するとともに、みなくる鳥取に「三洋CIE等離職者労働相談窓口」を設置し機動的に対応するなど、引き続き厳しい雇用情勢の中、健全な雇用・就労を実現するための重要な相談機関と考えている。 同相談所の設置については、対人業務の特殊性ゆえ、相談者である県民側が受けけるサービスの質の維持の観点から、同一事業者による一定期間の継続的な実施が望ましいこと、及び受託事業者の雇用の安定かつ対人業務の特殊性から、ノウハウの継続が期待できる雇用期間が望ましいことから、現在の単年度契約から3年間の複数年度契約に変更することとし、引き続き公募により業務委託する予定である。
2. 格差・貧困社会の是正		
(1) 第2セーフティーネットの充実について 不安定雇用の拡大や、就労希望者の未就業状態の拡大・長期化など雇用情勢の厳しさが依然続く中で、就業困難から生活困窮による生活保護（最終のセーフティーネット）者が急増するなど社会問題化し、財政負担の増加とともに保護基準の見直しや法改正の動きも顕在化しています。 本年10月から厚生労省の「求職者支援制度」がスタートするなど、「就業」と「生活」をパッケージとして支援する、いわゆる「第2セーフティーネット」のあり方が注目されつつあり、国・地方自治体とともに行政上の重要な課題として推進していく必要があります。 県行政としても、県内の現状把握をもとに、公的セーフティーネットの充実を図る立場から、国に対しての一層の制度拡充を働きかけるとともに、関係機関との連携による就労・生活支援の充実策と、相談窓口のワンストップ化など地方政府としての第2セーフティーネット施策を一層推進されることを要請致します。 また、厚生労働省のモデル事業として各地で広がりつつある「パーソナルサポート事業」について、鳥取県としても事業の導入をされるよう要請致します。	・福祉保健部（福祉保健課） ・商工労働部（雇用人材総室雇用就業支援室）	生活圏域ごとに設置されたハローワークのほかに、本県では若者仕事ぶらざやミドル・シニア仕事ぶらざ、鳥取県ふるさとハローワーク、障害者就業・生活支援センターを設置し、就業支援員等によるマンツーマンできめ細やかな就業支援に取り組んでいる。 福祉サイドにおいても、社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付け、福祉事務所は、生活保護の適用などによって、様々なニーズを抱える人の自立を支援し、必要に応じて連携している。また、ハローワークと県で住居・生活に困窮する離職者に対して住居の確保や生活支援を行ったり、ハローワークと福祉事務所が協定を結んで、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等に対し、積極的に就労支援を実施している。このように、すでに各圏域ごとで関係者が連携してチームサポートを行い、第2のセーフティーネット施策にも取り組んでいる。各関係機関が緊密に連携することによって、パーソナルサポート事業が目的とするような対応も可能となるため、モデル事業の活用は考えていない。まずは現行の制度の中で連携の充実強化が必要であると考えてあり、今後も今あるチーム支援体制がより効果的に行えるよう緊密な関係を維持し、きめ細やかな支援を行っていきたい。なお、地域雇用創造推進事業として実施している「未来プラン」の人材育成研修事業の求職中の受講者に対してもセーフティーネットを設けることが出来るよう国に要望したところである。（平成23年10月）
(2) 経済的事情による子どもの教育格差の解消について 家計の経済的事情による子どもの教育格差をなくす取り組みについては、高校授業料の無償化、奨学金制度の利活用などを通じて一定の経済的負担は軽減されていますが、通学費用や、教材その他の保護者負担など、前記の措置だけでは補い切れない現状にあります。 また、卒業後の雇用状況に伴う貸与奨学金の返済負担など、現行奨学金制度だけでは解決できない状況も踏まえ、家計の困難による教育格差を最大限解消する立場で、給付型奨学金の新設など、諸施策を更に推進されるよう要請致します。	教育委員会（人権教育課）	高校に係る奨学金については、厳しい経済・雇用情勢を考慮し、十分な新規貸与枠（940名分）を確保し、所得要件（父、母、本人、弟又は妹の4人世帯の場合、年間世帯所得約800万円以内）を満たしている申請者全員を奨学生に決定しているところ。 また平成22年度から授業料無償化が開始されたが、授業料以外の負担を考慮し、貸与月額を減額することなく継続しており、現時点において県単独での給付型奨学金の創設は考えていない。 なお、低所得世帯に対する就学支援の充実を図るために、給付型奨学金の創設等について全国知事会等を通じて国へ要望しており、国においても平成24年度概算要求で給付型奨学金制度の創設を要求したが、創設は見送られたようである。引き続き、就学支援の拡充について国に要望したい。
3. 「協同労働」による「新しい公共」の創造について		
(1) 2012年は、国連で決議された「国際協同組合年」を迎えます。民間の公共を担う協同組合の社会的役割を積極的に評価し、現在国においても「協同労働の協同組合法」の制定に向けた検討・準備作業が進みつつあります。 県政においても、これらの動きを注視し、「新しい公共」の担い手としての「協同労働による協同組合」の社会的意義を積極的に受け止め、地域における「協同労働による協同組合事業」の促進に向けた環境づくりを行なわれるよう要請致します。	商工労働部（雇用人材総室労働政策室）	「協同労働」による「新しい公共」の創造については、その内容が明らかになつていなため、今後、情報の収集に努めるとともに、国などの動向を踏まえた上で対応を検討することとしたい。
4. 地方消費者行政の充実について		
(1) 消費者相談・啓発機能の充実について 県民の消費トラブルを防止し、安心・安全の消費生活を送るために、県の「消費生活センター」と、各市町村の相談窓口機能の充実が不可欠と言えます。 国の「消費者行政活性化基金」が終了する2012年度（有効期間～2013年度）以降の措置についても、引き続き地方行政の役割を堅持するとともに、相談体制のレベルアップや相談員の専門性の確保につながる処遇改善など、相談・啓発機能強化を一層推進されることを要請致します。	生活環境部（くらしの安心局消費生活センター）	・現在、地方消費者行政活性化基金を活用し、県及び市町村相談窓口の機能強化を図っているところ。 ・基金終了後の財源措置については、基金設置当初から国に要望してきており、今後も引き続き要望していきたい。 ・県全体の相談体制の機能強化を図るため、また、専門相談員の確保や処遇を勘案し、県と市町村が共同で県の消費生活相談員が設立するNPO法人への相談業務の委託を進めているところ。
(2) 多重債務・悪質商法への対応について 改正貸金業法の完全施行により、ヤミ金被害者数は確実に減少し、同法が着実に効果を上げています。 「法施行による現場混亂」の宣伝や、貸金業法の再改正をもくろむ動きも伝えられるところですが、引き続き多重債務や金融トラブル被害者の相談体制や、業者の悪質・脱法行為の監視・取締りなど多重債務問題に対する諸施策を維持継続されるよう要請致します。	・生活環境部（くらしの安心局消費生活センター） ・商工労働部（経済通商総室経営支援室）	【生活環境部】 ・多重債務問題は深刻な社会問題であると認識しており、従来の法律の専門家による無料相談に加え、臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど充実を図っているところ。 ・県及び市町村広報紙はもとより、多重債務リーフレットの金融機関ATMへの配架や県税催告書等への同封などにより相談窓口の周知徹底を図っており、引き続き「多重債務・ヤミ金問題等対策協議会」の関係機関等と連携し、多重債務問題の解決に努めている。 【商工労働部】 ・登録貸金業者について、引き続き法令に基づく監督及び資金需要者等からの苦情相談対応に取り組むとともに、適宜必要な指導を行う。（参考）県登録貸金業者 3社（平成24年1月現在）

要請事項	担当部局	回答
(3) 食品の安全確保施策の推進について 近年、畜産品の伝染病や生食用食品トラブルなど、「食」の安全・安心に関わる事象が惹起するとともに、原発事故による震・畜・水産品の放射能汚染への不安も広がり、食品の消費行動にも大きな影響を及ぼしています。 県民の食生活の安全・安心の確保と、無用の風評被害を排除し、正確な情報のもとで安心して消費行動が行えるよう、自治体としての食の安全チェック体制の強化と情報公開について一層の取り組みを促進されることを要請致します。	生活環境部（くらしの安心局くらしの安心推進課）	食品の安全確保については、県民の皆様のご意見を伺いながら、毎年度県独自に重点監視項目などを定めた「食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関連施設の計画的な監視指導を行うとともに、県内で生産される農産物や流通食品の検査を実施し安全性を確認している。 また、不適切な食品の製造・販売が発見された場合は、速やかに原因究明のための調査や回収を指示し、再発防止のための指導を徹底している。 県では、これら不良食品等の情報について、マスコミやホームページを通じて適宜公表しているところであり、引き続きこの取り組みを続けていきたいと考えている。
(4) 中山間地の高齢者等における買い物弱者対策の推進について 高齢者等における買い物弱者対策については、今春から経済産業省の補助事業もスタートするなど、高齢者等を抱える地域のインフラ機能としての施策が求められる状況にあります。 全国的に宅配・移動販売・交通手段確保など民間事業者やNPOなどとの連携による支援事業が展開されつつありますが、いずれにしても事業の継続性を確保するためには、民間事業者の経済効果も必要となります。 これらの状況を踏まえ、継続性ある事業としての仕組みづくりと各地域への展開を県・市町村が主体となって推進されるよう要請致します。	企画部（地域づくり支援局中山間振興・定住促進課）	・「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の見直しを行うにあたり、学識経験者、民間代表、市町村担当課長等をメンバーとする「次期中山間地域対策検討懇談会」を設置し、次期中山間地域対策として取り組むべき施策について検討を重ねてきたところ。 ・懇談会からは、買い物困難地域における支援強化や生活交通の確保対策など安全・安心な定住環境の確保・充実に係る施策、および地域づくりのサポート体制の構築など地域の活性化対策に係る施策について多くの意見をいただきており、次期施策においても、関係部局、関係市町村と連携しながら、より強力に中山間地域対策を進めたいと考えています。
(5) 高校生の社会人前教育の推進について 高校生の社会人前教育として、金銭トラブル防止を中心とする消費者教育や、雇用契約・ワークルールの基礎知識について、実例を踏まえた実践的講座によって広く浸透を図ることが必要と考えます。 県内高校における取り組み状況を検証し、未実施高校での取り組みの促進を図るとともに、その際、鳥取県労福協の出前講座の活用についてもご案内いただくよう要請致します。	教育委員会（高等学校課）	高校生の社会人前教育については、その重要性について、認識しており、各学校に対しても取組みの一層の推進を促すとともに、必要な情報を提供しているところである。具体的には、消費者教育については、すべての学校において公民科の「現代社会」及び家庭科の「家庭基礎」「家庭総合」等の授業を取り扱うほか、学校によっては、県消費生活センター職員、司法書士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を講師に招き、講演やセミナーを実施している。 望ましい勤労観の育成については、特別活動の時間や総合的な学習の時間で各学校において計画的に指導している。 労働法等については、すべての学校において、公民科の「現代社会」「政治・経済」において取り扱うほか、学校によっては、労働関係法制度の基本的な知識や相談先等について鳥取労働局と連携し、特別活動の時間に活用している。 なお、平成24年度においては、すべての学校でのキャリア教育の取組みを促進するため、社会人として身につけるべき知識等に関する講座等をメニュー化して、学校が選択できる仕組みを検討しており、出前講座の活用についても、講座のメニュー化の中で検討する。
5. ワーク・ライフ・バランスと子育て支援策の充実について		
ワーク・ライフ・バランスの促進と子育て支援について、「子育て王国とつとリラン」による施策展開を含め、県内企業の取り組みは浸透しつつあるものの、全体的には、未だ不十分な状況にあると考えられます。併せ、「次世代育成支援対策推進法」による「一般事業主行動計画の策定・届出」が、2011年4月以降、従業員101名以上企業も「義務」（從来は「努力義務」）化となりました。	・福祉保健部（子育て王国推進局子育て応援課） ・商工労働部（雇用人材総室労働政策室）	【福祉保健部】 男性の育児休業取得促進を図るため、イクメンプロジェクトとして「個人」と「企業」を対象に男性が育児休業を取得することの意義や重要性に関する各種セミナーやフォーラムを開催している。また、今年度から男性従業員が育児休業を取得した中小企業に対しては、一般事業主行動計画の策定等を条件に奨励金を支給するほか、大企業に対しては育児休業制度等の普及啓発経費について補助を行っている。 また、地域全体で子育てを応援する機運醸成を図るため、平成19年度から県内企業・店舗の協力による「子育て応援パスポート」事業に取り組み、島根県や関西圏とも連携して利用可能エリアの拡大を図っている。さらに、平成22年度からは子育て支援等に取り組む個人、団体及び仕事と家庭の両立に配慮した職場環境づくり等に取り組む企業を「とつとり子育て隊」として登録し、その活動を促進しているところであり、今後もこのような取組を継続していくことを要請します。 【商工労働部】 職場環境の改善に向けた助言などを行う労務管理アドバイザー（社会保険労務士）の企業への派遣、実際の職場環境改善の取組事例等を紹介する働きやすい職場づくり支援セミナーの開催など、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて取り組んでいるところ。平成24年度は、これらの取組に加え、ワーク・ライフ・バランス推進に伴う基礎的な指標を収集するため、県内企業の労働福祉制度、労働条件等の実態を調査する予定であり、この結果を踏まえながら、今後とも、府内の関係部署や鳥取労働局との緊密な連携により、労使双方への働きやすい職場づくりの推進に関する取組を行っていきたい。
6. 中小企業労働者の福祉格差の是正について	商工労働部（雇用人材総室労働政策室）	労働者福祉センター事業については、平成17年12月の閣議決定を受けて行われた労働福祉事業及び雇用保険三事業の見直しにより、経過措置期間を経た平成22年度をもって市町村への国庫補助が廃止されたところ。 同補助金は、国から市に直接補助されていたことから、財政措置などの支援策は市が取り組むべきものと考えており、市による引き継ぎの財政支援に関する国への要望等を検討されたい。なお、サービスセンターの広域化については、周辺市町と調整をしながら、センターが主体的に取り組むべきものと考える。 本県においては、労働者の福祉の向上対策の一つとして、全県をカバーしている鳥取県労働者福祉協議会に対し、労働者福祉に係る事業への支援（補助金）を実施しているところであり、現在のところ、一地域のセンターに対する助成制度を新設する考えはない。

第33回 福祉カンパ活動

1979年より始まった福祉カンパ活動の取組みは今年で33回を迎えました。

当初交通遺児へ励ましの支援からスタートした取組みでしたが、交通事故などから子どもを守る活動への支援。

子どもにかかる福祉施設への支援、障がい福祉施設などへの支援としてとりくみをおこなってきました。

労福協東部支部、中部支部、西部支部では12月中旬に街頭カンパを行い多くの方より善意の支援をいただきました。又職場では職域カンパ活動として多くの支援がありました。

第33回福祉カンパ活動とりくみの寄付は東部地区5力所、中部地区2力所、西部地区4力所の福祉作業所に贈呈しました。

全県では近年児童への傷害事件など多く取り上げられている現状もあり、その防止予防啓発に役立てていただくよう防犯啓発教材としてジャンボ絵本『まもる』くんを県内の保育所（園）・幼稚園237力所、県内市町村と県立図書館へ贈呈しました。

県内3地区での贈呈式の様子

東部地区

鳥取市 あすなろ保育園



贈呈する森脇東部支部長

中部支部

倉吉市 市立社保育園



平信中部支部長

西部支部

米子市 キッズタウンかみごとう



安田理事長

発行責任者 安田邦夫
発行日 二〇一二年三月

編集責任者 小泉俊一
編集委員 奥田康寛・中村勝・岡本藍子・谷口美紀
発行 鳥取市天神町三〇番地五
(財)鳥取県労働者福祉協議会

全国労働者共済生活協同組合連合会
お問い合わせください。

第274号 TEL(0857)21-714-188

火災共済+ 自然災害共済で備えを!



全労済

お申し込み、お問い合わせは

鳥取県本部 東部支所 中部共済ショップ 西部支所
TEL 0857-22-8234 FAX 0857-22-8234 TEL 0858-23-2855 FAX 0858-23-2855 TEL 0859-22-4133

備えてますか？

地震・台風 水害

過去の災害データ

2000年 鳥取県西部地震
震度6強

【被害】建物全壊 45件
一部倒壊 3,101件

2011年 東日本大震災
震度7

【被害】建物全壊 112,400件
一部倒壊 327,000件

2001年 兵庫地震
震度6弱

【被害】建物全壊 72件
一部倒壊 774件

1997年 山口東北部
震度5強

【被害】建物全壊 1件
一部倒壊 22件

2005年 福岡東方沖
震度6弱

【被害】建物全壊 144件
一部倒壊 363件

1997年 鹿児島東南部地方
震度6弱

【被害】建物全壊 4件
一部倒壊 31件

1995年 阪神・淡路大震災
震度7

【被害】建物全壊 164,908件
一部倒壊 360,506件

台風23号 2004年10月

【被害】建物全・半壊、一部破損 1,440件
浸水 41,842件

中国・九州北部豪雨 2009年7月

【被害】建物全・半壊、一部破損 3,178件
浸水 11,200件

台風18号 2009年10月

【被害】建物全・半壊、一部破損 4,005件
浸水 3,037件

台風12号 2011年9月

【被害】建物全・半壊、一部破損 3,520件
浸水 24,800件

西日本でも
最大級の
被害が！

お問い合わせ
ください。